

東濃地域で医師を目指す方へ 奨学資金などを貸し付けます

東濃5市では地域の医師の確保を目的に、将来東濃地域の指定医療機関で医師として地域医療に従事する意志がある方に、修学に必要な資金などの貸し付けを行っています。将来、一定の要件を満たす業務に従事した方には、奨学資金の償還を免除する制度もあります。

応募資格

平成26年4月1日現在で、医学部学生、医学部大学院生、および医師で臨床研修、専門研修を受けている方または受けようとする方

貸付人数 5人程度

貸付金額 ▷修学または研修期間中…月額20万円(年額240万円) ▷大学入学時…60万円(1回限り)

貸付期間

▷大学生奨学資金…正規の修業期間(6年間を限度) ▷大学院生奨学資金…正規の修業期間(4年間を限度)

▷研修資金…5年間を限度

貸付条件

臨床研修、大学院の課程または専門研修を修了した後、東濃4市の指定医療機関(土岐市立総合病院、東濃厚生病院、中津川市民病院、国民健康保険坂下病院、市立恵那病院、国民健康保険上矢作病院)のいずれかに勤務

申込方法

5月20日(火・必着)までに所定の申請書に必要書類を添えて、東濃西部広域行政事務組合まで提出(郵送・持参)してください。

選考書類審査および面接

問 東濃西部広域行政事務組合 (☎②31111・内線489) または土岐市立総合病院総務課 (☎⑤21111・内線2851)

国民年金についてのご案内

学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金保険料の納付が必要です。しかし学生の方には、在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

■対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校など各種学校に在学する学生で、学生本人の前年所得が一定額以下の方

■学生納付特例の承認期間の扱い

老齢基礎年金を受けるための必要な期間(25年)に算入されますが、受給できる年金額には反映されません。

■手続き方法

市民課または最寄りの支所で、①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②学生であることを証明するもの ③印鑑(本人署名の場合は不要)を持って申請してください。

※扶養親族となっている方以外は、前年の収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

※特例の承認期間は4月～翌年3月で、毎年度申請が必要です。

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を1年間分(または半年分)前もって納める「前納」は、毎月納める手間が省け、納め忘れもありません。さらに、割引がありお得です。

▷1年間分を納付書で前納すると1年間で3,250円割引(半年分は740円)

※平成26年度の保険料は、月額15,250円です。

■前納をご希望の方は

▷毎月納付書で納めている方

日本年金機構から送られる「前納用納付書」で4月30日(水)までに納めてください

▷毎月口座振替で納めている方

指定の口座から前納で振り替えることができません。早めに年金事務所へ連絡してください。年金事務所から「前納用納付書」が届きますので、4月30日(水)までに納めてください。

▷5月以降に前納を希望する方

申し出をした月から翌年3月までの前納ができます。

■現在、口座振替で前納している方

振替日は4月30日(水)です。口座振替の前納は、納付書での前納よりお得です。

問 多治見年金事務所 (☎②0255)

または市民課保険年金係 (内線137・138)